

○福津市教育懇話会規則

平成20年3月24日

教育委員会規則第6号

改正 平成30年3月22日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市教育懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて必要な調査及び審議を行う。

- (1) 教育総合計画に関する事項
- (2) 教育施策の推進に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係団体の代表者
- (3) 市内の幼児、児童又は生徒の保護者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 懇話会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴

くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 懇話会に専門の事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、懇話会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出は部会の委員の互選による。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、福津市教育委員会教育長が招集するものとする。

附 則(平成30年3月22日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福津市教育懇話会規則第2条及び第4条の規定は、平成28年10月18日から適用する。